

# 札幌市行政機構の変遷とその情報整理 —政令指定都市移行期を対象に—

秋山淳子

## はじめに

現在札幌市では、平成二十三年六月に発表された「札幌市公文書館整備計画」にもとづき、その開設に向け、公文書の受入れ、整理や公開利用に関する具体的な準備を進めている<sup>(1)</sup>。筆者は札幌市文化資料室の郷土史相談員として主にレファレンス及び行政資料・地域資料の収集、整理業務に従事しているが、今年度末保存期間満了分から公文書の評価選別業務にも加わることになったので、今後はより一層積極的に評価選別へ取り組みたいと考えている。

そこでまず、今後の本格的な公文書受入れを視野に、公文書に関する情報収集の方法を整理するとともに、現在文化資料室で所蔵もしくは管理している資料を活用して、行政機構変遷に関する基礎的なデータベースを作成した<sup>(2)</sup>。

## (一) 公文書に関するシステム情報体系

札幌市では次のような行政情報システムにより公文書（簿冊レベル）情報と事務事業情報が管理されている。

公文書（簿冊）情報　すべての公文書は、基本的に「総合文書管理システム」により簿冊レベルで管理されている。

新たな簿冊は作成に際して登録され、システム導入以前に作成・管理されていたものも遡及して登録されている。

そしてこれに新たに導入する「公文書館システム」<sup>(4)</sup>が乗り入れることとなり、その結果、両者が連結され、現用段階からのレコードスケジュールをシステム上で一元管理できるようになると想定している<sup>(5)</sup>。現在「総合文書管理システム」上に付与されている情報項目は、簿冊名称、保管単位（課）、編さん分類コード、開始及び完結年度、保存期間、廃棄予定年度、保管場所などである。ただし、このシステムへの文書登録は条例等により義務づけられてはいないため、多くの未登録文書が存在することも事実である。

事業情報　市の執り行う事務事業に関しては「事業情報一元化システム」によって管理されている。このシステムは、札幌市の予算要求から事業の実施・評価まで、事業のライフサイクルの各段階で発生する情報、さらに各局における施策情報をイントラ上で一括管理（データベース化）するものである。これには、事業概要、所管課、数年度分の予算・決算額、財源、費目、関係法令、中期計画関連、事業単位

の識別コードである「短縮コード」等の諸項目があり、システム導入以後の事業に関しては多角的な情報を網羅的に把握することができる。

この二つのシステムを併用して活用する利点は、公文書の作成（もしくはそれ以前）の段階から最終的な公文書館への移管・公開までの諸情報を、事業情報と合わせて把握できることである。そこでこれらの利点を活かし、本市での評価選別についても、組織の業務機能を基本単位とし、これに関わる記録を一括して判断する機能別評価選別（マクロ評価選別）の手法を導入することが現在検討されている<sup>(6)</sup>。

また、機構の設置・改廃の根拠となる条例・規則（以下、例規）については、「例規検索データベース」が有効である。ここでは現行の例規について、改正情報とともに本文の閲覧が可能である。市の行政機構を規定している例規は、「札幌市事務分掌条例」（昭和二十一年）を軸に「札幌市分課規則」（十二年）四十七年）・「札幌市事務分掌規則」（四十七年）、「札幌市区事務分掌規則」（同）、「札幌市次長及び主幹並びに係等設置規程」（同）等があるが、これらに関しても、現行の本文と各条例・各規則全体の改正情報（該当例規・訓令の公布日・号数）、さらに現存している部局に関してはそれぞれ機構別の改正情報が得られる。

## (一) 課題設定

こうした現行のシステム情報を活用することで、評価選別など公文書館の基本業務において最も必要とされる情報を、相当程度収集することが可能である。ただし、このシステムを十分に利用できない公文書も存在する。

ひとつは、「総合文書管理システム」に登録されていない文書類である。これらは總体を把握するとともに、順次システムへ組み込んでいくことが必要である<sup>(7)</sup>。

もうひとつは、「事業一元化システム」の導入以前に完結した事業に関するものである。公文書館設置にともなう本市の新しい公文書管理体系が実現すれば、すべての公文書は原則として有期限化される。そこで、これまで永年保存であった重要公文書も大量に公文書館へと移管されることになる。この結果、明治期以降の歴史的公文書についても当然ながら評価選別・整理・公開に向けての処理を行うことになる。しかし、これらは同システムの対象外の事業に関する簿冊がその大半を占めるため、個別に事業情報を収集することが新たに求められるのである。

また、例規については、機構別の改正情報が参照できる範囲が現存する機構に限定されているため、改編によつてすでに廃止となつた部局については、別途制定・改廃情報を収集する必要がある。

以上みてきたように、今後、公文書館開館と同時に開始

されるはずの本格的な公文書受入れ業務を考えた場合、主として作成年代により、文書ごとの基礎的情報の整備状況に粗略がみられるというのが現状である。

そこで、前述のシステム情報をそのまま活用できない公文書に対し、必要とされる情報の整備・提供への足がかりとして、まず行政機構の歴史的変遷に関する基礎的情報(変遷・分掌)のデータベース作成に着手した。

こうした作業の蓄積により、公文書館が原局や一般の利用者に対して行政に関する基礎的な情報を提供でき、かつ、そうした機能をもつ機関として公文書館が認識されることこそ重要であると考えたからである。

そこで本稿では、データベースの作成成果と今後の公文書館業務への活用方法について検討することとしたい。

まず一で、今回の収集情報の概要と手法について紹介し、円滑な公文書館活動を支える基礎資料を把握するとともに、その収集・整備の必要性を確認する。

つづく二・三で収集したデータをもとに、昭和三十五～五十年の政令指定都市移行期について実際の機構変遷を明らかにし、当時の重要事業との関連を指摘したい。

そして四で、今回整理した機構の基礎的情報を、今後の公文書受入れ・編成において検討される文書作成者(出所、フォンドもしくはサブフォンド)情報として整理する場合と、

レフアレンス・ツールとしての両面から、公文書館業務における活用可能性を考察することとした<sup>(8)</sup>。

なお、対象時期の設定理由は以下のとおりである。

この時期、札幌市は周辺町村の合併(三十～四十二年)、道央圏の「新産業都市建設促進法」指定(三十九年)、オリンピックの開催(四十二年)、さらに四十七年の政令指定都市への移行という相次ぐ発展的契機が重なり、市域は八倍以上(約一三三平方キロメートル)、人口も四〇万人に満たなかつたものが一二四万人へと三倍以上の成長をみせた。

市行政はこうした局面に、長期計画に基づいた積極的な施策・事業展開で対応し、都市的発展を支持、推進していった。そのため行政機構もこれと呼応して改組、拡大の連続となり、その把握は容易ではない。そこで、今回はその基礎的情報を整理することで、当該期の公文書受入れおよび今後の評価選別、レフアレンス・サービス研究に資したいと考えている。

## 一 基礎的データベースの作成

### (一) 収集情報の概要

はじめに、今回収集したデータについて説明したい。

対象期間は、昭和四十七年の政令指定都市移行を挟み、

それ以前における最大の機構改編が行われた三十六年を起點に、五十年の改編までを扱うこととした。

前述のように、この期間は市政の規模が急拡大しつつ、

中・長期計画と対応しながら行政機構が改編されていった時期である（具体的対応関係については二および三で検討する）。  
ここをモデルケースとして、今後は平成期まで収集を進め、現在の各種システム導入以後の情報との接続を図ることが最終的な目標地点である。また収集対象は、まずは市長部局の本庁および区役所の機構とし、係および同相当の主幹までのデータを採取した<sup>(9)</sup>。

さらに今回の課題として、機構の情報を単年度ごとの積み重ねとしてではなく、改廃情報と改編に際しての事務分掌の接続関係についても、連続的に把握することに努めた。

今後導入される「公文書館システム」には、保管単位履歴項目の採用が検討されているが、その基礎となる情報の整備が課題となる。また、前述のとおり、システム上は各簿冊について一つの保管単位（課）を設定するように規定されているが、保管期間における機構改編等によって、実際の文書作成課と保管単位の名称や所属にズレが生じている場合がある。現在、文書作成課の項目を追加する改善案が検討されているが、複数の機構が関与する場合や、名称変更などの情報は、とくに検索システム構築に際して、正

確性・厳密性が求められる点である。今回の作業はそうした改善に寄与できるよう、係レベルまでの接続情報収集に配慮した。

データ形式は、ひとまず表計算ファイルで作成したものを作成データベース・ソフトに取り込み、機構の階層性と改廃及び接続情報、分掌事項などについて多角的検索が可能となるよう配慮しつつ、形式を改訂中である。同時に、配架可能な閲覧参照ツールとしても、具体的形式の検討を進めている。さらに、これらを市のシステム情報などのようにリンクづけして活用できるかは、今後の課題である。

## （二）作成手法

次に今回の調査で用いたデータの素材を紹介したい。こうした情報は各自治体公文書館等においてすでに収集、整理されていることも多いと思われるが、その際の手法については公表されることが少ない。そこで今回は次のような理由から、あえて使用した資料とその特徴を報告することとした。

第一は、こうしたデータ整理を行う場合の参考事例として提示し、情報および手法の共有化をはかりたいという点である。これは今後、本市でも継続して作業を進める必要があるため情報を整理するという意味と、実施中もしくは未着手の他自治体等に対しても議論の材料を提供したいと

いう意図からである。

第二は、現在の文化資料室における基礎資料の収集課題を明らかにすることである。これを通じて公文書館の開設準備における基礎資料収集を適切に行い、市原局や一般の利用者に対し、基礎的な行政情報を提供できる機関として公文書館が貢献できるよう基盤整備を進めたい考えである。

### ①条例・規則類による整理

機構変遷を把握しようとした場合、最も基本となる資料は例規であろう。札幌市の例規集は加除式であるため、すべての情報を収集するためには削除された部分を廃棄せずに保管しつつ、新規部分を追加して収集することが必要である。しかし文化資料室ではそうした収集はしておらず、一部のみを所蔵していたため、例規の情報はすべて原局である法制課所蔵の資料を参照した。

利用したのは前述の例規集の加除分をまとめた『札幌市条例規集追録 加除』と、制定原議『条例公布同』・『規則公布同』・『訓令制定原議』である。『例規集追録』は改正ごとの差し替え用として作成されるため、改正時点（月）現在における例規条文の全体を把握できる一方、具体的な改廃情報は前後を参照しなければわからないことが特徴である。また制定原議類は、改正部分のみが記述されるため、これを理解するためには被改正情報を正確に把握していること

が前提となる。そのため時系列の順を追って欠落なく情報集積をする必要があり、逆行する作業を行おうとした場合、非常に困難となる。

なお、政令指定都市以降の係の設置については『札幌市係等設置規程』で規定され、訓令によつて改正される。しかし『訓令制定原議』には、原議のごく一部のみが収録されており、ここからは一部の情報を収集するにとどまつた。作成の方法としては、最終的に例規集の記述（ストック・データ）をもとに、制定原議によつて改編の情報（フロー・データ）を付与するかたちで整理を進め、基本的な機構情報を係レベルまで確認でき、分掌も課レベルまで情報が把握できることがわかつた。

### ②行政資料による整理

次に、他の所蔵資料（行政資料）ではどのようなものが利用できるのか検討した。これは文化資料室での例規所蔵が不十分であったので、他の行政資料を活用することで機構情報を把握することができないか考察するために行つた。役職者名簿類 札幌市では二系統の機構及び名簿類が発行されてきた。ひとつは現在の総務局職員部発行『札幌市役職者名簿』につながる系統で、現在確認できるものでは『行政機構及び役職員一覧表』（昭和三十七～四十七年）と、『札幌市役職者名簿』（四十八年）として作成されている行政

刊行物である。もう一つは議会事務局から継承し、現在の市長政策室改革推進部発行の『札幌市行政機構図』となる系統である。当初は議会事務局発行の『議会旬報』の特集であつたが、四十年以降は継続して『議会特集』として発行され、平成十八年より総務局へ移管され現在の形式となつていて。これらについては、細かな名称変更や年度内に複数回発行している場合などがあるので、整理、一覧表化して参照の便に供した。

#### 『事務概況報告書』

現在文化資料室が借用・保管している公文書のひとつである。これらは市政把握の基本資料であるが、機構変遷情報という観点からは次のような特徴がある。

昭和四十年以前は総務局の報告のなかに、当該年中の機構改編について個別に報告されており、その理由まで参照できる場合がある。これ以降についてはこうした報告がなくなるため、各局の項目から情報を抽出することになる。

機構改編に関する行政刊行物 所蔵している行政刊行物には、機構改編に関する総括的資料があつた。総務局庶務部『札幌市機構変遷年表（昭和四十三年～昭和五十二年）』（昭和五十三年発行）、同事務管理課『機構改革の概要と関係規則等の改正について』（昭和四十九年）などである。これらは簡潔であるとともに、改編理由など他の資料にはない記述

も散見され、とくにレファレンスの観点からは有用性が高い資料群であると考えられる。

これらの行政資料は例規に対しても補完的素材として位置づけられるものではあるが、名簿類を基本資料（ストック・データ）とし、それ以外から改編情報（フロー・データ）を引き出すことによって、有意な情報を収集可能といえるだろう。文化資料室の所蔵現況から考えるならば、こうした手法の有効性を把握しておくことは重要である。

### （三）基礎資料の収集課題

前節の結果をうけて、今後の文化資料室の行政資料の収集課題を確認し、改善に努めたい。

まず、例規の所蔵状況が貧弱であるため、これを克服すべく複製収集など早急に検討し、開館に備えるべきであると考える。例規集については加除分の整備を行い、制定原議も収集対象として複製作成方針（範囲・方法等）を検討したい。

また役職員名簿・機構図類についても、機構の実態を詳細に把握するためには大変有効であり、基礎資料として整備することが必要である。今回、原局である職員部で調査したところ、文化資料室での所蔵状況は不完全で、年度内に複数回発行されていた場合等の正確な情報を把握することができた。こうした発行情報とあわせ、不足分の複

製による追加収集による整備が必要である。

こうして基礎的資料を整備し、各種の情報整理を進めることで、公文書館が行政の基礎的情報が提供でき、そうしたサービスが公文書館の機能のひとつとして広く認識されることになると考へる。同時に、公文書館の複製資料を活用して府内各部局への情報提供ができるれば、原局が管理する原本の保存上においても十分な利点があると考へられる。

また、行政刊行物収集の重要性についてはすでに指摘されているが、今回の調査でも同様の結論を得た。今回対象とした時期の『事務概況報告書』では、機構改編に関する記述が総務局による集約的報告から、各局の個別報告へと記述分散化の展開が見られた。

こうした傾向は現在でも続いている、機構に関する情報に限らず、事務事業報告全体についても同様であった。その結果、現在も各種の概況報告類が発行され総括的情報は利用可能であるが、具体的記述は各局がそれぞれに作成する行政刊行物に比重が移り、反比例して総括記述の簡潔化が進んでいるのが現状である。

これらの行政刊行物の公文書に対する高い補完性を勘案すれば、公文書館の所蔵資料としての重要性は明らかである。とくに充分な分量の公開可能公文書を確保できない開館初期においては、閲覧提供資料としても利用価値は高い。

文化資料室ではそれをふまえ、開館準備期に収集基準と組織的な収集方法を固め、早急に実行していくことが課題であろう<sup>(12)</sup>。また近年は刊行物としての発行・登録をせず、ウェブサイトでの公表に代える例も増加しているので、これらへの対応も視野に入れることが必要である。

## 二 機構の総体的変遷と主要長期計画

次に作成したデータベースの情報を用いて、当該期の札幌市が行った主要事業と行政機構の関連について、各長期計画を軸に実際に検証してみたい。

表1は行政機構の変遷を課レベルで示したもの（三十五～四十年）、表2は事務分掌を局レベルで示したもの（三十六～四十六年）である。ここでは紙幅の都合上、作成した総体を示すことができないため、一部を例示した<sup>(13)</sup>。作表においては、機構の継承関係を重視し、単年度の状況（ストック・データ）を把握できると同時に、複数年度にわたる改編・継承関係（フロー・データ）を一覧化しようと努めた。以下、作成したデータから判明した点をもとに、三期に区分して機構変遷における総体的傾向を把握したい。

### （一）昭和三十六～四十年　—局制の採用—

札幌市は、昭和三十年の札幌村・琴似町・篠路村合併から、激しい都市膨張を開始する。行政機構は三十五年まで

部制の内部拡充で対応していたが、三十六年九月には局制を採用した。直接的背景には豊平町の合併による市域および人口規模の拡大（市域が一、〇〇八平方キロメートルで四倍、人口は五二万人から六二万人へ一九割増）があるが、ここでは『主要事業一〇年計画』（三十五年策定）との関連を指摘したい。

同計画は、当時の原田與作市長によつて、急速な都市建設実現のため各分野の行政課題を整理し、長期の事業計画としてまとめられたものである。その優先順位は、すでに支障を来たしつつある下水・道路・舗装等と、人口集中後では実施が困難と予想される土地区画整理等を重視していた。次いで、人口増加に応じて実施が必要となる義務教育施設、し尿処理施設の建設が挙げられていた。

これに関連し機構面では、まず三十六年に総務局に市政の総合的企画を調査立案する企画課が新設された。また、処理場整備については、三十六年に清掃部が拡充されるとともに、翌年には建設局に処理場建築課が設置されている。この他、建設局の区画整理部門は、当初の課から次第に機構が拡大し、三十九年には整地部が設置され、強化・拡充がはかられた点などに対応がみられる。

## (一) 昭和四十一～四十六年 一局新設の開始

三十九年四月に道央地区が「新産業都市建設法」の指定をうけると、「主要事業一〇年計画」を改訂して策定され

た『道央新産業都市における札幌市建設八年計画』<sup>14</sup>がまとめられ、四十年度から順次施行されていった。この改訂の特徴は、用地造成および住宅建設の事業費比率が最も高く、上下水道、道路整備と並んで三つの主要事業と位置づけられたことである。

機構面での関連をみると、最大の点は四十一年末に行われた、建設局からの施設局の分離・新設である。これは局制施行後、最初となる局の新設であり、計画の主要事業として位置づけられた建設行政の拡大が、強い圧力として働いたことを示している。

また四十一年四月には総務局企画課を拡充し、市政の総合的企画・調査に加え、その調整・進行管理等を分掌する企画部が新設され、総合計画部門が強化された。

さらに四十二年十二月にはオリンピック開催にともなう計画改訂が行われ、『札幌建設五年計画』が発表された。この結果、国・道との連携により、道路輸送施設の整備、用地造成および住宅建設、上下水道整備などを中心に、各事業が強力に推進されることとなつた。

これを受けて四十三年には建設局に用地部が設置され、道路開発のための用地取得が促進された。また翌四十四年には施設局を改組し、土地区画整理・市街地開発・団地造成の三つの柱による体制が強化されている。

なお、建設行政に次いで主要事業の一角として推進された

てきた環境衛生及び福祉行政は、従来の厚生局が四十三年に分割され、それぞれ衛生局と民生局となつていて、さら

に四十六年には衛生局に公害部が新設され、分掌に「公害防止」の文言が登場する。

こうして局の新設による機構拡大が進行し、計画に基づいた主要事業に対し、その所管部局が強化される方式が確立する。

### (三) 昭和四十七～五十年 一政令指定都市への移行

この時期を特徴づける第一は、四十六年に策定された『札幌市長期総合計画 第一次五年計画』である。これは以後順次改訂、継承され、現在の第四次長期総合計画へ至る原点に位置づけられるものである。その『第一次五年計画』では都市機能の高度化と地域格差の是正が目的として掲げられ、計画的土地区画整理事業（流通センターセット、社会開発（生活環境の整備、教育文化・体育・レクリエーションの普及）、産業の振興（流通センターセット）、行政の近代化（庁舎の建設整備 総合窓口方式採用））を進めた。

そしてもう一つが政令指定都市への移行である。これにより、道から福祉・衛生、都市計画、土地区画整理事業などの事務が移譲され、他方、各種証明等の窓口業務、税務事務所、福祉事務所等の事務が区へ移譲された。

これらに合わせ、四十七年四月には全厅にわたる機構改革が実施され、局の大幅な再編が行われた。

その代表例が、市政の総合的企画と都市計画事業の調整、区役所の連絡調整を集約、強化する目的で行われた企画調整局の新設である。また、施設局は都市開発局へ、民生局が厚生局へそれぞれ改称するとともに、衛生局公害部・清掃部に新設の緑化推進部を統合して、環境局が新設された。こうして改組された各局に対しそれぞれに計画事業が割り振られ、ほぼ全厅を挙げて『長期総合計画』の実現に邁進する格好となつた。この例として前述の企画調整局の事業を探りあげ、次の三で詳しく確認することとしたい。

さらに五十年には、再び大幅な改組が行われている。これは物価騰貴による計画見直しによって新たに策定された『新札幌市長期総合計画』の実施に対応するものである。この改訂では基本的な事業は踏襲されたが、新たに市政への市民参加を推進する目的で、市民生活を重視した施策が盛り込まれた。その象徴的機関が、秘書室・広報課・広聴課と企画調整局区政部、厚生局青少年部を統合した市民局の設置である。またこの際、広聴課は「市民の声を聞く課」に改称されている。

以上、不十分な資料提示かつ断片的な指摘にとどまるが、機構の変遷およびその拡大は、主要長期計画に連動するか

たちで展開したことが理解されよう。このような情報の整理とともに、それぞれの長期計画に沿った課題を各課の主要事業に位置づけ、実施していく状況を詳細に検討することで、当時の各機構がどのような機能をもつて活動していたのか把握できると考えられる。この点につき、次の三で具体的に検討したい。

### 三　局内機構の変遷と主要事業　—企画調整局の事例—

次に、企画調整局を例として、より具体的に局内部の機構と事業の関係を分析する。

前述のように、企画調整局は昭和四十七年四月に新設された局で、設置目的は市政の総合企画と都市計画に加え、事業事業の総合調整機能の強化であった<sup>(14)</sup>。同局は以後数次の改編を経て、最終的には平成十七年四月に新設の市民まちづくり局へ吸収、改組されるかたちで廃止となっている（条例第十一号<sup>(15)</sup>）。

#### （一）企画調整局内部の機構と分掌

まず、局の内部機構と課分掌の変遷について具体的に確認したい。表3は局内係レベルの機構変遷（接続する他局情報を付与）を示したもので、表4が課分掌の変遷を示している<sup>(16)</sup>。

局内部の機構は、基本的に総務局から移管した企画部と、

同じく総務局市民部からの区政部、建設局から移管した計画部の三部体制で発足した。局の分掌は次の三つで、それ（一）内が担当となっていた。

①市政の総合企画及び都市計画（企画部／計画部）

②区役所の連絡調整（区政部）

③事業の調整及び統計（企画部）

これが五十年の改組で、区政部が新設の市民局へ移管される（分掌②が削除、③が②となる）。それに代わり都市開発局から開発部の移管をうけ、分掌に「③市街地の開発」が加わり、同時に「④都市問題の調査研究」を担当する審議室が新設された。

次に、部ごとの機構はそれぞれ次の通りである。

企画部は、総務局が分掌していた市政の総合計画を引き継いだ部門である。内部機構は、統計及び重要事項に関する各種調査に基づき、広域圏計画を含む総合計画の立案を担当する企画調整課と、総合計画の実施計画と局間の調整を行って、主要事業の進行管理を担当する調整課の二課体制で発足し、五十年には統計部門を分離して統計課を設置し、三課となっている。

計画部は建設局の都市計画の分掌を引き継いだ部門で、機構的には公園課を除いた部分が移管されている（公園課は建設局管理部へ）。内部機構は、都市計画の総括調整を行

う都市計画課と、都市交通の調査・計画を行う交通計画課

の二課で発足した。その後、五十年に都市計画課から土地

対策課を分離し、公有地の有償譲渡、国土利用計画法・地下公示法関連など、土地利用に関する個別事業部門を統合して分掌する三課体制となつた。

区政部については、総務局市民部が分掌していた事務事業（支所、出張所の管理・運営、戸籍、国民年金）のうち、政令指定都市移行で区役所へ一般事務が移管され、その総括・連絡調整を担当する本庁部門として設置された。内部機構は、各区の一般事務関係予算・庶務の総括調整、区役所庁舎等施設、総合窓口制度を担当する管理課と、区役所や地区開館等の施設、住民組織指導等の総括調整と、交通安全対策を行なう連絡調整課の二課で発足し、翌四十八年に交通対策部門を独立させて交通安全課を設置して三課となる。そして五十年の改組で市民局が新設されるのに際し、移管され、同局の市民部となつてゐる。

代わつて都市開発局から開発部が移管され、庶務課を改組・改称した再開発課は都市の再開発を分掌し、開発課は団地計画課と改称され、団地造成課とともに団地造成事業を担当し、厚別副都心開発を分掌する副都心開発課、宅地造成事業を担当する宅地課の四課によつて構成されていた。この改編によつて、企画調整局に都市計画部門が集結し、

審議室とあわせ計画立案、事業遂行の強化が図られている。

## (一) 主要事業の分析

次に昭和四十九年を例として、課を単位とした主要事業の抽出を試みた。これと機構及び分掌をあわせて示したもののが表5である。表中の（A）は、企画調整局が所管となつてゐる事業を『会計決算説明書』<sup>〔1〕</sup>より抜き出し、『長期総合計画第一次五年計画』事業に該当するものを、分掌を基準に各課に配して示した。また『事務概況報告書』の記述より、主要事業と考えられるものを採取したもののが（B）である。<sup>〔2〕</sup>

ここから企画調整局各課の当該年度における事業内容について、おおよその把握が可能である。

『長期総合計画』については、同局が長期総合計画自体の調査・立案と、主として「行政の近代化」に関する事業に分類される部分を所管していくことが理解できる。とくに企画調査課は長期総合政策の調査・立案部門として、「企画調査」を担当しているが、この年は「経済社会的諸情勢の変化や市民意識の変化等に対応」するためとして、新たな視点から『長期総合計画』の再検討を行い、翌五十年の継続事業としていたことが判明した。<sup>〔3〕</sup>

他にも、札幌市住居環境審議会の関連では次の点を挙げておく。四十八年十一月に日照に関する直接請求があつた

ため、定例市議会では否決されたが、審議会で並行して審議を行っていた。そして翌年三月に「日照確保の方策に関する答申（第一次）」を得て、六月に「札幌市日照等指導要綱」を製定し、この後、都市開発局日照対策室へと引き継いだところである。当時、日照権の問題は市政の重要な課題のひとつとして、個別に日照対策室を設けて対応していた。しかし今回の調査で、要綱策定については企画調整局の所管のもとで行われていたことが判明した。

これは、一つの業務主題について複数機関の関与を示す例として、提示しておきたい。

#### 四 むすびにかえて

##### —公文書館における機構情報の活用—

最後に、今回収集・整理した行政機構に関する基礎的情報について、公文書館業務への具体的な活用方法について検討し、まとめどしたい。

###### (一) データベース作成を通じて

今回は政令指定都市移行期を対象として情報収集・整理を行い、当該期の機構の変遷と分掌・主要事業を把握するための基礎データベースを作成できた。同時に、作成に利用できる資料（素材）の把握と手法についても検討した。これらはまだ形式面など課題も多いが、今後の作業につな

げていくための素地を形成できたと考えている。

こうした検討を通じて、公文書館として行政の基礎的情報提供を目指す場合、前提として例規等の素材となる基礎資料の充実が不可欠であることを確認した。まず、この課題に開設準備期間に取り組むことが必要であろう。

###### (二) システム情報との補完性

課題設定のなかで、本市のシステム情報を有効活用できない公文書群（「総合文書管理システム」に未登録の文書・「事業一元化システム」導入以前の完結文書）があることを述べた。それらについては、今回のデータベース（継続作業により対象時期等を拡張予定）の利用で、システムと同様の情報を把握することができる。

未登録の簿冊については、システムへの必要事項記入に際し、各簿冊が示す事業がどの機構による、どの分掌・事業に該当するかという基礎的なデータを提示することで支援が可能となる。また事業内容と所管関係の把握が必要な公文書については、主要長期計画の事業を基準にしつつ、各機構の構成と分掌・主要事業の対応関係を明らかにし、判断材料となる情報を提示することができる。<sup>(2)</sup>

さらに今後システム上で、簿冊に保管単位のほかに文書作成課の項目を記述する場合にも、機構・分掌等の継承関係を明らかにしたデータの活用により、適切かつ詳細な情

報の確定、追加が可能となる。

なお、この問題については、日照問題をめぐる例で、企画調整局と都市開発局日照対策室の双方が関与した主題があることを示したが、複数の機構が関与する主題・事業の情報をどのように把握、反映させるかも課題である。<sup>22)</sup> 評価選別や編成記述など各段階で、こうした情報を互いに連携させる工夫の検討も重要だろう。

### (三) レフアレンス・ツールとしての活用

公文書のように、付帯情報の提示が重要な資料に対するレフアレンス・ツールとしては、いつ、どの機構が、どのような事業を行っていたのか、という問いかけに、変遷情報を含めて提示できるものが求められる。

例えば、今回の調査で、「広報」事業は、それまで総務局の分掌であったものが、昭和三十九年に秘書室に移り、五十年の市民局設置で再度移転していることがわかった。こうした基本的な事務事業についても、変遷を把握しやすくするためのツールは現在未整理の状態である。またオリンピック関係など、個別の主題を所管する部門は、必然的に時期による規模の改編が大きいものとなる。

公文書に対するレフアレンスでは、それらを的確に把握して、他部局との関連などの情報も提示しつつ、案内することが望ましいと考える。今回の整理では、変遷情報につ

いて考慮しつつ把握に努め、一定の成果があつた。しかし、まだ一覧性など、ツールとしての研究が不十分であり、この点は今後の課題としたい。

### (四) 機構に関する記述の検討

本市において機構に関する情報は、他の事業や簿冊情報システムのように体系だったものは作成されていない。現在「公文書館システム」に「保管単位履歴」のメタデータを付与することが検討されているが、その基礎データの整備は今後の課題である。

機構（組織）についての情報記述方法については、IS AAR (C P F) をはじめ、記述項目・内容の国際標準もあり、また国立公文書館『日本版機能別行政文書評価選別マニュアル（試案）<sup>23)</sup>においても、業務分析に先立つ、評価選別の最初のステップとして「組織に関する調査」が位置づけられ、具体的な記述項目が多岐にわたり示されている（項目別に参照ツール、データベースの紹介も行っている）。

本市での公文書に関するシステム情報は、現状でも充分に活用可能なものであるが、これと対をなすかたちで、機構を基準とした変遷・分掌・主要事業の情報体系・記述の作成を進めることが重要であろう。今後は、評価選別やレフアレンス・ツールとしても活用可能な情報体系の整備を、積極的に検討していきたい。

に関する情報を一括して管理、参照できるものとなる。

以上、本稿はまだ中間報告の域を出ないが、これらの課題を開館準備期の作業計画に活かし、公文書館機能の基礎を固めていきたいと考えている。

(札幌市総務局行政部文化資料室郷土史相談員)

### 【注】

(1) 詳しくは、竹内啓「札幌市公文書館のめざすもの」(本誌所収)を参照。

(2) 郷土史相談員は、郷土史に関する相談・資料閲覧業務、文化資料の受入れ・整理及び修復業務を担当する非常勤職員。

(3) 北海道の事例として、山田博司「北海道知事部局本庁組織の変遷」(北海道立文書館『研究紀要』第二二号、二〇〇六年)があり、詳細な整理を行っている。

(4) 同システムおよび、目録検索システムの構築・詳細設定等については、現在も検討を継続中であるが、その経緯、課題について

ては、吉岡志穂「札幌市文化資料室における公文書館システム・非現用公文書目録システムの構築について」(本誌所収)を参照。

(5) 今後「公文書館システム」との乗り入れを機に、公開区分や評価選別、公文書館での編成、保存についての項目を加えることが検討されている。これが実現すれば、情報公開や公文書館への移管・公開の適否など、現用段階から文書のライフサイクル全体

(6) この手法については、すでに沖縄県立公文書館での実践例が報告されている(富永一也「公文書評価選別と整理のための作業仮設・シリーズ最強論へのステップ」(『京都大学大学文書館研究紀要』第十六号、二〇〇八年など))。

(7) 文化資料室が保管する借用公文書にも含まれている可能性が高く、詳細については現在調査中である。

(8) こうした問題意識は、武田雅史「公文書館における利用者サービスのあり方について—レフアレンス・サービス・モデルを通して—」(『札幌市文化資料室研究紀要』第二号、二〇一〇年)とも共通するものである。同論文で公文書館における調査研究の積極的取り組みと公表の重要性が述べられており、その主題のひとつに機構変遷と事務分掌・主要事業がある(九五頁)。本稿は論考として未熟な部分が多いと重々自覚しているが、これに勢いを得て、研究中間報告を行い、各方面よりの批判を乞うこととしたい。

(9) 今回の調査では、分量的な問題から市長部局の市立札幌病院と、教育委員会、議会事務局などの行政委員会はひとまず対象から外した。これらについても、後述する手法により追加収集が可能があるので、適宜補足してデータの充実に努めたい。

(10) 前掲、武田論文、九四頁。

(11) 「事務概況報告(書)」のほか、議会事務局作成の『札幌市局

別事業概要』や財政局作成の『局別施策の概要』などが総括的資料である。

(12) こうした課題については、大矢和子「札幌市公文書館における市政等資料の収集と保存について—札幌市文化資料室郷土史相談員の立場から—」(平成二十三年度国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジレポート)でも詳細に検討している。

(13) これらの表の全体(昭和五十年まで)のデータは、文化資料室ホームページに掲載される、本論文のpdfファイル版に添付されている。本文中で指摘している事項については、適宜、そちらを参照していただきたい。

(14) 総務局庶務部庶務課『例規通信』(第二一七号、一九七二年一月)。

(15) 本来ならば平成十七年までの全過程を対象として、一つの機構についての概要把握を試みるべきではあるが、今回は発足時のみを取りあげ、継続部分はこれを雛形として検討しつつ今後の作業課題とした。なお、企画調整局はすでに廃止された機構であるため「例規検索システム」に改正情報(該当例規号数)の記載がない。そのため、存在時の例規集で改めて改正情報を確認する必要があった。

(16) 今後、参照用ツールとして、このレベルの情報を整理したもののを作成したいと考えている。紙幅の都合上、具体的に他局の接続部分を図示できていないが、収集した情報としては、ほぼすべ

ての機構・分掌の繼承関係を把握可能である。現在、その根拠となる例規情報もあわせ参照できるよう、さらなる形式の検討を重ねている。

(17) 札幌市『昭和四十九年度各会計決算説明書』(一九七五年)。

(18) この表は、一つの機構を公文書の作成者(フォンドもしくはサブフォンド)として位置づけ、その基礎資料として、単年度の情報を整理した場合の形式案である。

(19)・(20)『昭和四十九年事務概況報告書』の企画調査課報告(特記事項)記述より。

(21) これらを整備していくば、現在のシステム情報利用によるものと同様に、機能別評価選別およびそれに基づくシリーズ編成の適用可能性もある。

(22) 現在、審議会や各種委員会、主要会議など、複数部局が関与する組織についての情報を結節点として整理し、各機構の記述に反映することを検討している。

(23) 国立公文書館『電子公文書等の作成時又は作成以前からの評価選別』に係る調査研究報告書所収(平成二十一年三月)。

[http://www.archives.go.jp/law/pdf/hyouka\\_senbetsu.pdf](http://www.archives.go.jp/law/pdf/hyouka_senbetsu.pdf)

表1 行政機構の変遷：昭和35～41年

昭和35年

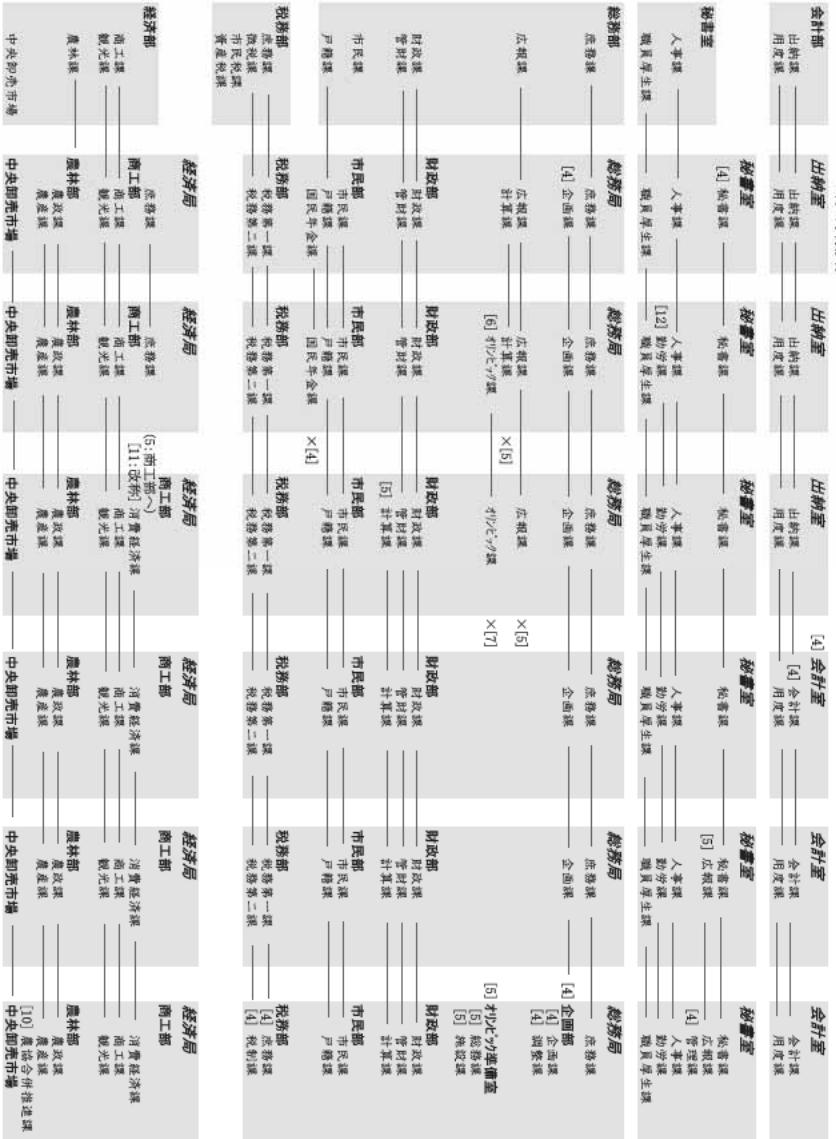
36 年

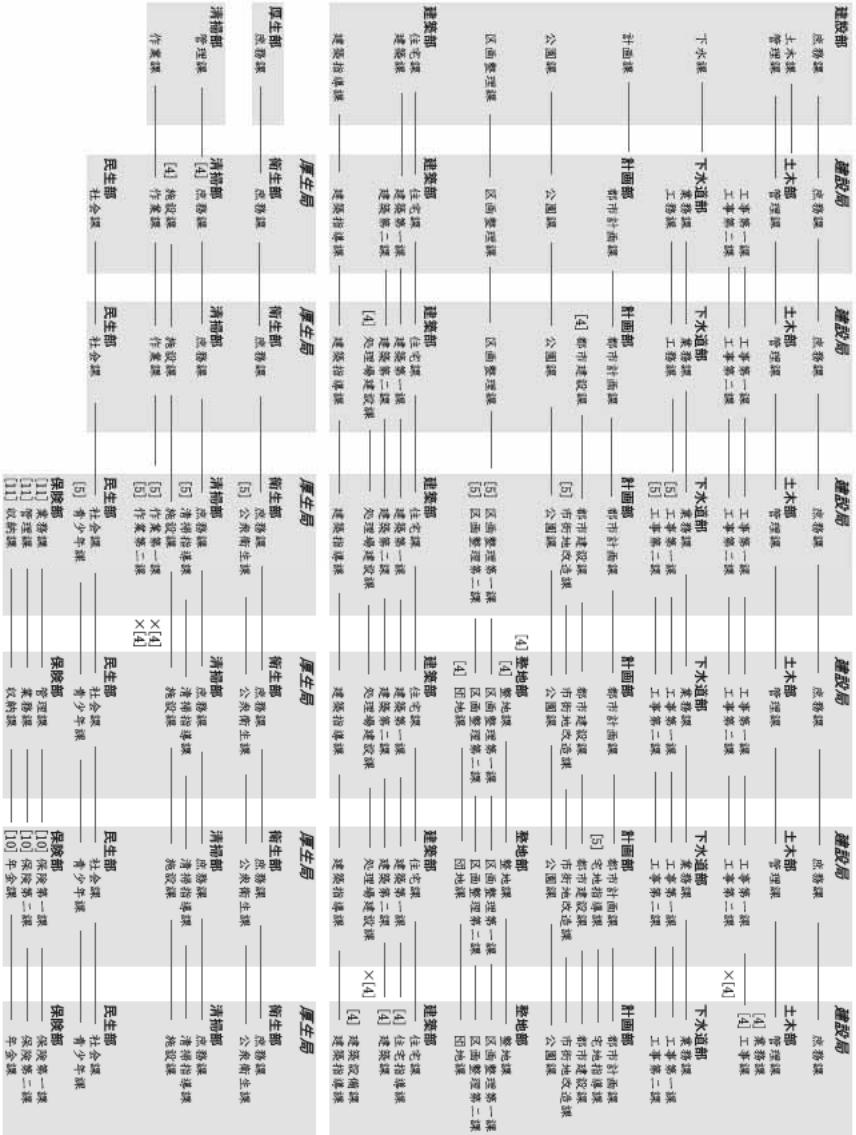
37年

三

4

年12月1日





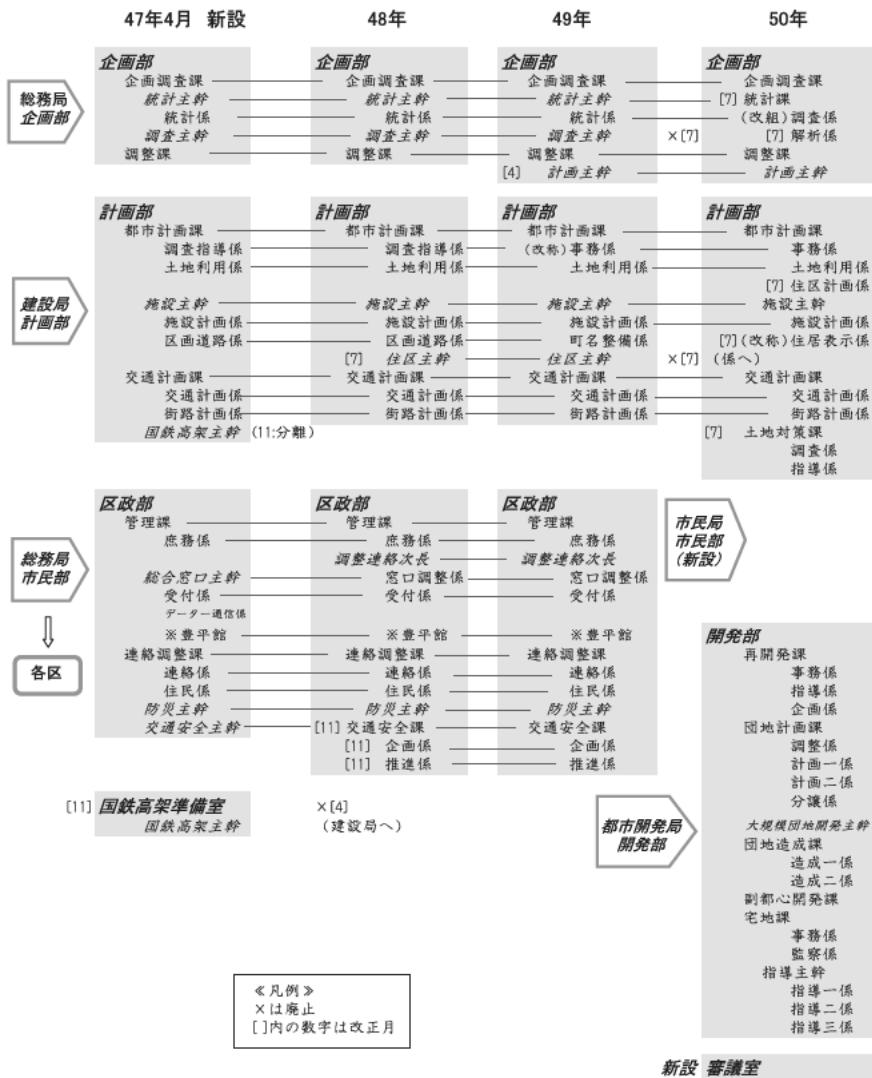
43年	44年	46年	46年末現在
			<b>秘書室</b>
○	○	○	(1)渉外、広報及び儀式
○	○	○	(2)職員の進退、身分、給与及び福利厚生
○	○	○	(3)庁舎の管理
			<b>会計室</b>
○	○	○	(1)会計及び物品
			総務局
○	○	○	(1)議会
○	○	○	(2)市政の総合企画及び事務事業の審査、改善
○	○	○	(3)予算及び財産(物品を除く)
○	○	○	(4)統計
○	○	○	(5)支所、出張所及び戸籍
○	○	○	(6)市税
○	○	○	(7)他の主管に属しない事項
			<b>経済局</b>
○	○	○	(1)商業、工業、農業、林業及び水産業
○	○	○	(2)計量
○	○	○	(3)観光
○	○	○	(4)中央卸売市場
			<b>建設局</b>
○	○	○	(1)道路及び河川
			(2)都市計画及び公園
○	○	○	(3)道路用地の取得
(3)道路用地の取得	○	○	(4)土木工事
→(4)	○	○	
			<b>施設局</b>
○	(1)「団地造成」削除	○	(1)土地区画整理
	(2)市街地再開発及び団地造成	○	(2)市街地再開発及び団地造成
○	→(3)	○	(3)下水道
○	→(4)	○	(4)住宅及び建築
<b>衛生局【改称】</b>			<b>衛生局</b>
(1)保健衛生	○	○	(1)保健衛生
×			(2)公害防止
× [民生局へ]			(3)清掃その他環境衛生
× [民生局へ]			
○	○	(2)公害防止	
(2)清掃その他環境衛生	○	→(3)	
<b>民生局【分離】</b>			<b>民生局</b>
(1)社会福祉	○	○	(1)社会福祉
(2)国民健康保険及び国民年金	○	○	(2)国民健康保険及び国民年金
			<b>市立札幌病院</b>
○	○	○	(1)医療事業の経営

表2 局事務分掌の変遷:昭和36~46年

昭和36年8月21日（条例27号）	改正：38年	39年	41年
<b>秘書室</b>			
(1)涉外及び儀式	○	(1)「広報」追加	○
(2)職員の進退、身分、給与及び福利厚生	○	○	○
			(3)庁舎の管理
<b>出納室</b>		<b>会計室【改称】</b>	
(1)会計及び出納	○	(1)会計及び物品	○
<b>総務局</b>			
(1)議会	○	○	○
(2)市政の総合企画及び事務事業の審査、改善	○	○	○
(3)歳入歳出予算及び財産	○	(3)予算及び財産 (物品を除く)	○
(4)広報及び統計	○	(4)「広報」削除	○
(5)支所、出張所、戸籍及び国民年金	(5)「国民年金」削除	○	○
(6)市税	○	○	○
(7)他の主管に属しない事項	○	○	○
<b>経済局</b>			
(1)商業、工業、農業、林業及び水産業	○	○	○
(2)計量	○	○	○
(3)観光	○	○	○
(4)中央卸売市場	○	○	○
<b>建設局</b>			
(1)道路及び河川	○	○	→(1)
(2)下水道	○	○	× [施設局へ]
(3)都市計画	○	(3)「公園」追加	→(2)
(4)公園	○	(4)土地区画整理 及び団地造成	× [施設局へ]
(5)土木工事	○	○	→(3)
(6)住宅及び建築	○	○	× [施設局へ]
			<b>施設局【分離】</b>
			(1)土地区画整理及び団地造成
			(2)下水道
			(3)住宅及び建築
<b>厚生局</b>			
(1)保健衛生	○	○	○
(2)保健所	○	○	○
(3)社会福祉	○	○	○
(4)国民健康保険	(4)「国民年金」追加	○	○
(5)清掃その他環境衛生	○	○	○
	○	○	○
<b>交通局</b>			→ 公営企業化
(1)電車事業、自動車事業及び普通索道事業の経営	○	○	
<b>水道局</b>			→ 公営企業化
(1)水道事業の経営	○	○	
<b>市立札幌病院</b>			
(1)医療事業の経営	○	○	○

出典)「札幌市事務分掌条例」・「札幌市分譲規則」(各年『条例交付伺』、『規則交付伺』より作成。  
注)昭和37・40・42・45年は改正がないため省略した。

表3 企画調整局 局内機構の変遷:昭和47~50年



出典)各年『条例交付伺』、『規則交付伺』、『事務概況報告書』、『行政機構及び役職員一覧表』、『札幌市役職者名簿』、  
総務局庶務部『札幌市機構変遷年表(昭和43年~昭和52年)』(1978年)より作成。

表4 企画調整局・事務分掌変遷(課:昭和47~50年)

昭和47年3月27日 (規則23号)	48年	49年	50年7月 (改編内容 (規則36号))
<b>企画部</b>			
<b>企画調査課</b>			<b>統計課</b>
(1)総合計画の企画立案	○	○	→企(1) (1)各種統計調査の計画及び実施
(2)特例による重要事項の調査及び計画	○	○	→企(3) (2)統計調査の総括調整
(3)広域計画	○	○	→企(2) (3)統計解析
(4)樹立・政策の調査及び研究	○	○	→審 (4)統計に関する既刊物の収集及び発行
(5)統計調査の総括調整	○	○	→統(2) (5)内部及び外部の経理
(6)統計解析	○	○	→統(3) (6)前記他部及び企内他課の主管に属しないこと
(7)長期総合計画審議会の庶務	「及び住居環境審議会」追加[6]	○	→企(4) (7)総合計画審議会の庶務
(8)部内の経理	○	○	→統(5) (8)部内の経理
(9)同内他課及び部外他課の主間に属しないこと	○	○	→統(6) (9)同内他課及び部外他課の主間に属しないこと
<b>調整課</b>			
(1)総合計画に基づく実施計画の企画立案	○	○	(1) ○
(2)局相互間の事務連絡の総括調整	○	○	(2) ○
(3)主要事業の進行管理	○	○	(3) ○
<b>計画部</b>			
<b>都市計画課</b>			
(1)市街化区域等土地利用計画	○	(1)土地の利用に関する総合的な計画の立案[10]	→(2) (1)都市計画に関する総括調整
(2)都市計画の調査及び監理(市街地開発事業区域内を除く。)	○	○	→(3)改正 (2)土地の利用に関する総合的な計画の立案
(3)町名整備及び住居表示	○	○	→(4) (3)町名整備及び住居表示
(4)都市計画施設の計画及び調整	「住区の設定並びに」追加[6]	○	→(5) (4)都市計画施設の計画及び調整
(5)区画道路の計画	→(6)	○	→(6) (5)区画道路の計画
(6)部内の経理	→(7)	○	→(7) (6)部内の経理
(7)部内他課の主管に属しないこと	→(8)	○	→(8) (7)部内他課の主管に属しないこと
<b>交通計画課</b>			
(1)都市交通計画の企画	○	○	(1) ○
(2)都市計画道路の計画及び調査	○	○	(2) ○
(3)国際航路本級高架計画	×[4]		<b>新設 土地開発課</b>
<b>区政部</b>			
<b>管理課</b>			<b>改組</b> <b>開発部</b>
(1)各区の一般事務管理関係予算、庶務等の総括調整	○	○	<b>開発整理課</b>
(2)区役所庁舎等の建設計画	○	○	(1)都市再開発事業の計画、監査、施行及び指導
(3)区役所庁舎等の維持管理に係る総括調整	○	○	(2)耐火建築促進資金
(4)区民センターの建設計画	○	○	(3)部内の経理
(5)木造総合窓口	○	○	(4)内他課の主管に属しないこと
(6)総合窓口制度の改善及び総合調整	○	(7)主要企画の配給計画及び購入割当[4]	都市開発局 より移管
		○	(1)団地造成事業の計画及び監査
(7)豊平館	→(8)	○	(2)団地造成に伴う土地の分譲計画及び処分
(8)部内の経理	→(9)	○	(3)大規模団地開発に係る計画、調査及び指導
(9)部内他課の主管に属しないこと	→(10)	○	<b>団地造成課</b> (1)団地造成事業の実行
<b>運輸調整課</b>			
(1)区役所各種業務の連絡調整及び指導改善	○	○	(2)運送中の団地造成施設の維持修繕
(2)地区会館の運営及び地域会館施設の総括調整	○	○	<b>副都心開発課</b> (1)厚別副都心地区造成事業の計画及び調査
(3)住民組織の指導及び振興の総括	○	○	(2)厚別副都心地区の用地分譲
(4)住民記録管理の総括	×[4]		(3)事業に係る商業、業務施設及び公共、公益的施設の計画及び説明
(5)主要食糧の配給計画及び購入割当	×[4]		(4)事業に係る第二セクターその他関係機関との連絡調整
(6)交通安全対策及び災害対策の総括	○	(4)灾害対策の総括[11]	<b>宅地課</b>
(7)交通安全対策会議、交通事故共済審査委員会及び防災会議の庶務	○	○	(1)宅地造成に係る工事の規制、検査及び指導
(8)交通事故共済事業の実施及び総括	→交(6)	○	(2)開発行為等に係る許可、検査及び指導
<b>交通安全課(1)</b>			
(1)交通安全対策の調査及び企画並びに総括調整	○		<b>審議室</b>
(2)交通安全対策に係る関係機関等との連絡調整	○		(1)都市問題の調査研究
(3)各種交通安全運動・行事等の企画及び実施	○		(2)市長の特命事項の調査及び立案
(4)交通安全全思想の普及	○		
(5)自動車の安全利用計画	○		
(6)交通安全共済事業の実施及び総括	○		
(7)交通安全対策会議及び交通事故共済審査委員会の庶務	○		

出典)「札幌市事務分掌条例」・「札幌市分掌規則」(各年『条例交付令』・『規則交付令』)より作成。

注)前年と同じ場合は○、廃止は×で示した。〔 〕内の数字は改正年。

表5 企画調整局内部の構成・分掌：昭和49年

部会員	課・主幹	分掌事項	(A) 第1次5年計画事業	
			企画調整室	(B) 事業実況報告書
企画部	企画監査課 監査主幹 統計主幹 統計係	(1) 第1次5年計画の企画立案 (2) 特命会による重要な事項の調査及び計画 (3) 広域計画面 (4) 都市政策の調査及び研究 (5) 市計画監査の機能調整 (6) 施策評議 (7) 長期総合計画審議会及び住民環境審議会の庶務 (8) 部内の経理 (9) 局内他課及び内部他課の主管に属しないこと	札幌広域町村連絡会議会議会 札幌経済協議会議会議会 札幌市住居環境審議会 札幌市長期総合計画審議会親睦会 札幌大綱連盟促進構成会設立 ※札幌市長期総合計画の再検討 委任状が制定され、その趣旨が制定	札幌市長期総合計画の再検討 委任状が制定され、その趣旨が制定
調整課	計画主幹	(1) 総合計画に基づく実施計画の企画立案 (2) 部相互間の事務事務の総合調整 (3) 主要事業の進行管理 (4) 土地利用の基盤を有する企画の立案 (5) 都市計画の調査及び監督(市街地開発事業区域内を除く。) (6) 町名整備及び住居表示 (7) 住居の設定並びに都市計画施設の計画及び整備 (8) 有地の権利者との連絡 (9) 有地の権利者との連絡 (10) 有地の権利者との連絡 (11) 有地の権利者との連絡 (12) 都市計画道路の計画及び監査 (13) 荘内地区の建設申請手続 (14) 区役所等の維持管理に係る施設の運営 (15) 本庁総合窓口 (16) 総合窓口制度の改善及び総合調整 (17) 主要施設の配給計画及び購入割当て (18) 廉価販売 (19) 駐車場の整備 (20) 部外の他課の主管に属しないこと	住宅及び宅地需給調査 地域地区計画策定 住区計画策定 住居表示実施 町名整備 現況修正	土地利用現況調査 町名整備 都市計画の策定等
企画部	都計画課 事務係 施設主幹 施設計画係 住区主幹 町名整備係	(1) 土地の権利者との連絡 (2) 都市計画の調査及び監督(市街地開発事業区域内を除く。) (3) 町名整備及び住居表示 (4) 住居の設定並びに都市計画施設の計画及び整備 (5) 公有地の権利者の権利者との連絡 (6) 有地の権利者との連絡 (7) 有地の権利者との連絡 (8) 有地の権利者との連絡 (9) 有地の権利者との連絡 (10) 有地の権利者との連絡 (11) 有地の権利者との連絡 (12) 都市計画道路の計画及び監査 (13) 荘内地区の建設申請手続 (14) 区役所等の維持管理に係る施設の運営 (15) 本庁総合窓口 (16) 総合窓口制度の改善及び総合調整 (17) 主要施設の配給計画及び購入割当て (18) 廉価販売 (19) 駐車場の整備 (20) 部外の他課の主管に属しないこと	住宅及び宅地需給調査 地域地区計画策定 住区計画策定 住居表示実施 町名整備 現況修正	土地利用現況調査 町名整備 都市計画の策定等
企画部	交通計画課 管理課	(1) 都市交通計画の企画立案 (2) 都市計画道路の計画及び監査 (3) 荘内地区の建設申請手続 (4) 区役所等の維持管理に係る施設の運営 (5) 本庁総合窓口 (6) 総合窓口制度の改善及び総合調整 (7) 主要施設の配給計画及び購入割当て (8) 廉価販売 (9) 駐車場の整備 (10) 部外の他課の主管に属しないこと	都市計画道路測量等 都市計画道路測量等	区域センター建設実施工事 区域センター建設実施工事
企画部	連絡調整課 防災主幹	(1) 区役所各課業務の連絡調整及び指導改善 (2) 地区会館の運営及び地区会館施設の総括調整 (3) 防災会議の運営及び地区会館施設の総括調整 (4) 防災対策の総括 (5) 防災会議の運営に属すること	東区役所等の監査 北区役所等の監査 市民集会施設建設貯蓄補助 区役所等の監査	総合窓口制度 区域センター建設実施工事
企画部	交通安全課 推進係	(1) 交通安全対策の調査及び企画並びに施設調整 (2) 各種交通安全運動・行事等の企画及び指導 (3) 交通事故の発生防止 (4) 交通安全思想の普及 (5) 自転車の安全利用計画 (6) 交通安全対策会議及び交通事故其害審査委員会の庶務 (7) 交通安全対策会議及び交通事故其害審査委員会の庶務	連絡所建設 地区会館整備 札幌市総合防災訓練 札幌市防災基金 自転車安全利用計画会議 交通安全対策会議 交通事故其害審査委員会 さっぽろロードマナー等	連絡所建設 地区会館整備 札幌市総合防災訓練 札幌市防災基金 自転車安全利用計画会議 交通安全対策会議 交通事故其害審査委員会 さっぽろロードマナー等

出典：「札幌市事業分掌表」、「札幌市分掌規則」および「事業実況報告書」より作成。

注：納体は、「昭和49年度各会計決算説明書」から抜取した項目。※は「事業実況報告書」の専門事項。